

令和3年度入札・契約制度改革の概要について

1. 予定価格等の事後公表案件の拡大

地方自治体が予定価格、最低制限価格等を事前公表とすることについて禁止する法令の規定はないものの、国は地方自治体に対し事後公表について検討するよう要請しており、また、京都府をはじめ府下において一部の入札案件を事後公表とする地方自治体が増えており、それらを踏まえ、本市においては令和元年10月1日以降、予定価格1億円以上の一般土木・建築の工事案件については事後公表として施行実施しているところです。

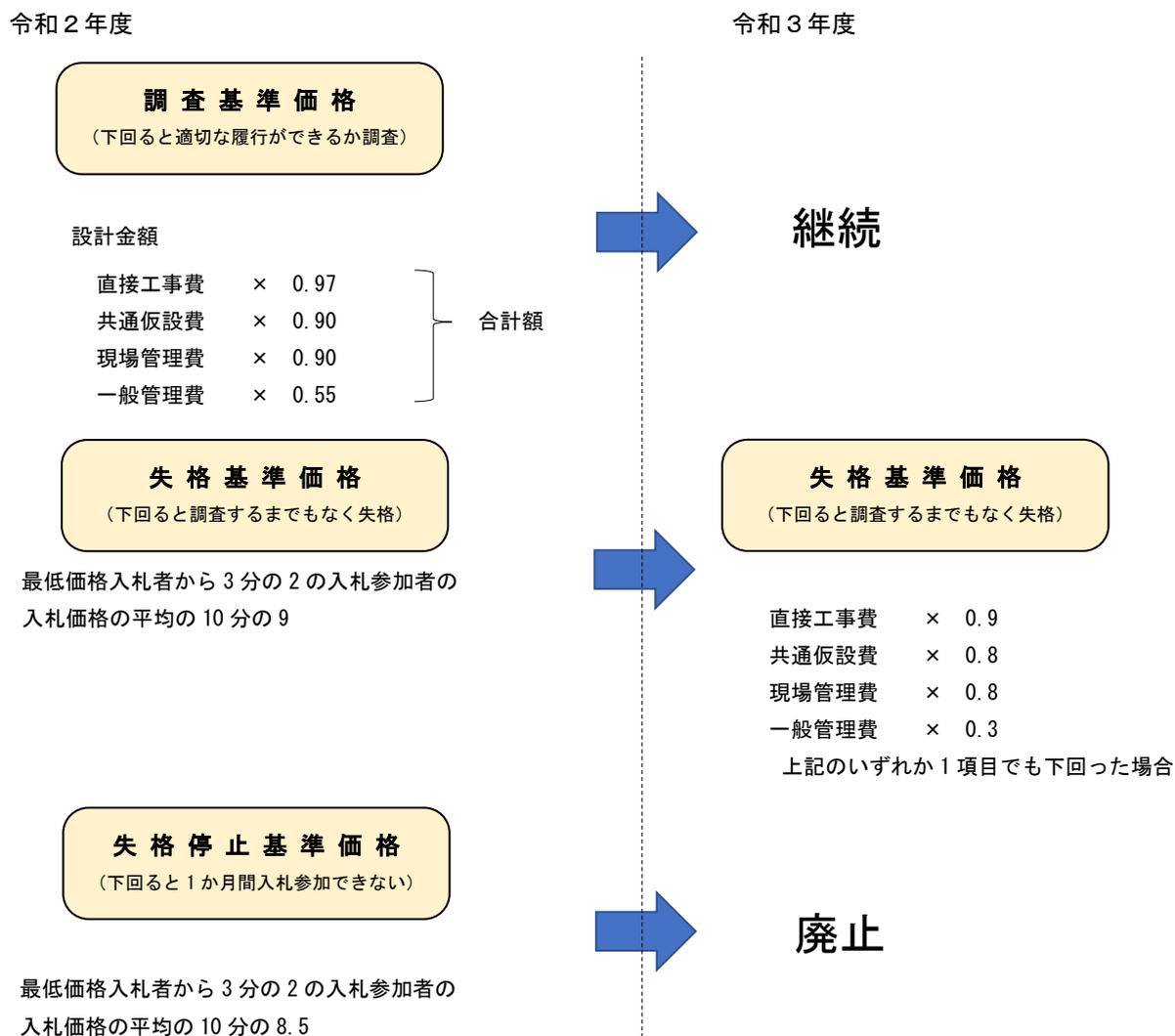
これまでに事後公表案件として14件の入札を執行したところですが、特に弊害なく入札が執行されていることから、令和3年10月1日以降に公募を開始する工事案件においては、事後公表案件を予定価格1億円以上の全ての工種の工事案件に拡大して試行実施することとします。

また、現在、指名業者を事前に公表していますが、談合を助長しかねないなどといった課題があることから、令和4年4月1日以降に公募を開始する案件においては、予定価格等の事後公表案件は指名業者についても事後公表とすることとします。

2. 低入札価格調査制度の運用の変更

ダンピングを防止することにより工事の品質を確保するため、令和3年5月1日以降に公募を開始する工事案件において、次のとおり低入札価格調査制度の運用を変更します。

(1) 失格基準価格の変更及び失格停止基準価格の廃止



(2) 技術者複数名の配置

低入札価格調査を経て落札者となった場合は、工事の品質を確保するため、監理技術者又は主任技術者と同等の資格を有する者（監理技術者等になりうる資格の保有者）を補助者として専任で配置することを求めます。

(3) 低入札価格調査辞退の導入

現在、低入札価格調査の対象となった場合において資料が提出されないときは、指名停止の対象となりますが、予定価格等事後公表の工事案件においては自己の入札額が調査基準価格を下回るかどうか分からないことから、指名停止の規定は維持しつつも予定価格等事後公表の工事案件においては調査を辞退することができることとします。

(4) 理由書提出期限の見直し

現在、調査基準価格を下回る入札額となる場合には、当該入札額で入札をした理由を記載した理由書を入札までに提出するよう求めています。理由書は低入札価格調査におけるその他の提出資料と併せて提出されることにより、積算理由が明確となり当該入札額により履行ができるのかより効率的な調査ができるようになることから、提出期限を見直します。

3. 発注区分の見直し

(1) 舗装工事の発注基準の見直し

令和2年度から予定価格3,000万円以上6,000万円未満の舗装工事案件においてアスファルトプラント保有業者は入札に参加できることとしていましたが、令和3年5月1日以降に公募を開始する予定価格6,000万円未満の舗装工事案件においては、舗装工事を最希望しているもののみが入札に参加できることとします。

(2) その他の工種に係る発注基準

令和3年度においては、登録状況に大きな変動は見られないため、令和2年度と同様の発注基準とします。

4. その他

(1) 総合評価競争入札制度における評価項目の追加

「第4次防犯推進計画」において再犯防止施策の推進を図ることに伴い、協力雇用主（犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主）に対して加点する評価項目を令和3年5月1日以降に公募を開始する総合評価案件に追加します。

(2) 全下請け業者の社会保険加入の義務化

現在、一次下請けまで求めている社会保険加入の義務化を令和3年10月1日以降に公募を開始する工事案件から全下請け業者に拡大します。

(3) 業者登録追加受付の拡大

現在、毎年7月に行っている業者登録の追加受付を、令和3年度以降、5月から10月までの毎月追加受付を行うこととします。